

秦野市障害福祉計画（第4期）案に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

- 1 意見募集期間
平成27年2月17日（火）～3月10日（火）
- 2 意見募集の周知方法
広報はだの3月1日号及びホームページ
- 3 素案の公表の方法
 - (1) ホームページへの掲載
 - (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
 - (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
 - (4) 障害福祉課における閲覧
- 4 意見提出の方法
郵送、ファックス、電子メール及び持参の方法による
- 5 提出された意見の内容及びその取扱い等
 - (1) 件数 1件
 - (2) 意見の内容及びその対応等

ア 意見の内容

本計画は、あまりに根拠法令や過去の前例に則って作成している傾きが大きく、3つの基本理念にうたう「すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる」ために、必要な手段が明記されていない節がある。端的に言えば、差別のない社会をつくるための方策がないのである。そこで、障害者に対する差別を解消し、理解を深める方策を提案する。

<学校教育における理解教育の推進>

中学生や高校生の障害者理解について、教育委員会と提携し、具体例をあげて、どのように児童・生徒に対し、指導すべきか、示唆すべきと考える。

<地域社会における障害者に対する理解を深めるために>

市の組織の中のどの部署が、障害者への理解促進を担当するのか明確にするべきである。そして、担当したことがらについて、毎年度末に反省することも必要であろう。

また、地域社会において、新たに障害者の施設を建設することに対し、反対運動が起きる（施設コンフリクト）がある。障害者差別解消

法では、このような施設コンフリクトが禁止されるとのことだが、今後の運用において、反対運動が起きそうな場合、または起きた場合、市としてどのように市民に働きかけるか検討しておくべきであろう。

<障害福祉課の意識の改善>

障害者福祉に対し専門性のない職員であっても、担当せざるを得ない実情があり、必要な研修を行って、専門性を高める必要がある。また、外部機関による応接態度のチェックを行うなど、障害者に差別や偏見を持たない応接を心がけることが肝要である

イ ご意見に対する考え方及び対応

本計画は、障害者総合支援法に定める福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの平成29年度末における必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めるものであり、ご意見の内容を本計画に直接反映することはできませんが、今後の障害者福祉施策を推進していく上で参考にさせていただきたいと思えます。